

別府市移住支援金交付申請書

別府市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

【受付期間の注意】 毎年2月1日から3月31日までの間は申請の受付を行いません。この期間中は申請書を受理できませんのでご注意ください。

別府市長 あて

申請年月日 年 月 日

1 申請者情報	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
電話番号	
住所（移住後）	〒 別府市
メールアドレス	

2 移住の状況	
世帯区分	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 世帯（世帯員数： 人〔申請者を含む〕）
同一世帯に属する12歳以下の者の養育の有無	<input type="checkbox"/> あり（ 人） <input type="checkbox"/> なし ※申請日の属する年度の4月1日時点で12歳以下の者を養育している場合
申請区分	<input type="checkbox"/> 就業 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 関係人口 <input type="checkbox"/> 起業
転入日	年 月 日（住民票異動日）

3 申請要件チェックリスト（全ての項目にチェックしてください）	
【全員必須】	
<input type="checkbox"/> 次のいずれにも該当しない転入です。 ア 県外から県内事業所への一時的な転勤・出向による転入 イ 県外大学等卒業後、新規採用として県内事業所に勤務するための転入 ウ 県外から県内の大学・各種専修学校等に進学し、就学期間だけの転入 エ 転入後5年以内に別府市外へ転出する可能性が高い転入、又は移住施策の効果が認めがたい転入	
<input type="checkbox"/> 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、かつ直前に連続して1年以上、大分県外に在住していました。	
<input type="checkbox"/> 申請日において、転入後1年以内です。	
<input type="checkbox"/> 申請日において、別府市に定住する意思があります。	
<input type="checkbox"/> 交付申請日の属する年度の4月1日現在において、申請者が39歳以下であること、又は申請者と同一世帯に属する18歳未満の者がいることを確認しています。	

- 申請者等が、暴力団関係者ではありません。
 - 申請者と同一世帯に属する者が、移住支援金の交付申請をしておらず、かつ交付を受けていません。
 - 申請者等が別府市移住応援給付金（別府市移住応援給付金交付要綱（令和8年別府市告示第●●号）に基づく給付金）の交付を申請しておらず、かつ、交付を受けていません。
 - 申請者等が過去10年以内に大分県移住支援金又は大分県移住応援給付金の交付を受けていません。※ただし、要綱第3条第1項第3号カただし書に該当する場合を除く
 - 申請者及び申請者と同一世帯に属する者（申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の者を除く。）が、市区町村税を滞納していません。
- 【第3条第3項（同一住所・複数世帯）の確認】※いずれかにチェック
- 移住元で別世帯であった2以上の世帯が、移住後に同一住所へ居住するケースには該当しません。
 - 上記に該当しますが、本住所で移住支援金の交付を受けるのは本申請世帯のみ（1世帯）です。

【外国人の場合のみ必須】

- 次のいずれかの在留資格を有しています。
永住者 / 日本人の配偶者等 / 永住者の配偶者等 / 定住者 / 特別永住者

【区分別（該当者のみ必須）】 ※申請区分に該当する項目にチェックしてください。

■ 2人以上世帯の場合（第3条第2項）

- 申請者等が、移住元において同一世帯に属していました。
- 申請者を除く世帯員が、申請日において申請者と同一世帯に属しています。

■ 一般の就職の場合（第3条第1項第4号ア(ア)）

- 就業先の求人は、大分県マッチング支援事業のマッチングサイトに移住支援金対象として掲載された求人です。
- 当該求人への応募日は、上記掲載日以降です。
- 申請者の3親等以内の親族が経営を担う法人への就職ではありません。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業しています。
- 転勤・出向・出張・研修等による勤務地変更ではなく、新規の就職です。
- 申請日から5年以上継続して勤務する意思があります。

■ 専門人材の場合（第3条第1項第4号ア(イ)）

- 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就業です。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業しています。
- 転勤・出向・出張・研修等による勤務地変更ではなく、新規の就職です。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職前提の就業ではありません。
- 申請日から5年以上継続して勤務する意思があります。

■ テレワークの場合（第3条第1項第4号イ）

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思で移住し、別府市を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行います。
- 移住先でテレワークにより勤務し（原則として恒常的に通勤しない。）、週20時間以上テレワークを実施しています。
- 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていません。

■ 関係人口の場合（第3条第1項第4号ウ・第4項）

- 別府市が認める関係人口に該当し、別府市への移住・定住又は就労に関する相談実績、又は市内事業者等との接点（求職活動・相談等）があります。
- 別府市内の事業者において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業しています。
- 職種は、バス運転手／タクシー運転手／介護職員等のいずれかに該当します。
- 移住先の就業先と移住元の就業先は、親会社・子会社関係、同一の親会社を有する関係、その他市長が認める同等の資本関係又は人的関係にありません。

■ 起業の場合（第3条第1項第4号エ）

- 大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けています。

4 添付書類チェックリスト（提出前に全て揃っているか確認）

【全員必須】

- 写真付き身分証明書その他の本人確認書類の写し
- 申請者等全員分が記載されている移住後の住民票の写し
- 申請者等全員分の戸籍の附票の写し等移住元での居住地・在住期間を確認できる書類
- 申請者等（申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の者を除く。）に係る市区町村税の納付状況等を確認できる書類（完納証明書、非課税証明書等）
- 別府市移住支援金交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第1号（別紙））

【区分別（該当者のみ必須）】 ※申請区分に該当する項目にチェックしてください。

■ 外国人の場合

- 在留資格が確認できる書類（在留カードの写し等）

■ 就業の場合（第3条第1項第4号ア(7)又は(1)）

- 就業証明書（就業用）（様式第2号（その1））

■ テレワークの場合（第3条第1項第4号イ）

- テレワーク（雇用者） 就業証明書（テレワーク用）（様式第2号（その2））
- テレワーク（法人経営者） 開業届の写し又はこれに代わる書類（移住元での勤務形態を確認できる書類）
- テレワーク（個人事業主） 開業届の写し又はこれに代わる書類（移住元での勤務形態を確認できる書類）／業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）／申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

■ 関係人口の場合（第3条第1項第4号ウ）

- 就業証明書（関係人口用）（様式第2号（その3））

■ 起業の場合（第3条第1項第4号エ）

- 起業補助金の交付決定通知書の写し

■ 県外大学等通学期間の算入を希望する場合（第3条第1項第1号ただし書）

- 卒業証明書等（在学期間及び卒業校を確認できる書類）